

令和 5 年度企業会計決算認定特別委員会

令和 6 年10月10日（木）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

井村委員長

ただいまから企業会計決算認定特別委員会を開会いたします。（10時31分）

直ちに議事に入ります。

これより、令和 5 年度徳島県流域下水道事業会計決算の認定についての審査を行います。
まず、本件について理事者から説明を受けることにいたします。

朝田県土整備部長

県土整備部長の朝田でございます。

井村委員長、浪越副委員長をはじめ委員の皆様におかれましては、平素より県土整備部の行政推進に当たり、格別の御指導、御鞭撻^{べんたつ}を頂いていることを改めまして厚くお礼申し上げます。

本日は、県議会 9 月定例会に提出いたしました令和 5 年度の徳島県流域下水道事業会計につきまして、決算に係る御審議、御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

お手元の令和 5 年度徳島県流域下水道事業決算書及び添付書類により御説明申し上げます。

1 ページから 8 ページは決算報告書となっております。

9 ページからの事業報告書を用います。

事業報告書の 1、概況（1）総括事項でございます。ア、一般的事項にありますように、この事業は旧吉野川・今切川流域の周辺 2 市 4 町における生活環境改善、加えて公共用水域の水質保全を図ることを目的として流域下水道を整備、運営するものでございます。

次に、イ、個別的事項の（ア）処理状況につきましては、年間汚水処理量は 223 万 4,346 m³、1 日当たりの平均にしますと、およそ 6,105 m³となっております。

（イ）営業状況としましては、処理水量に応じた市町からの管理運営負担金や長期前受金戻入などで総事業収益は 9 億 1,257 万 1,420 円、指定管理料や減価償却費などで総事業費用は 9 億 1,248 万 5,236 円で、差引当期純利益は 8 万 6,184 円となっております。

以上、簡単ではございますが、概要説明を終わらせていただきます。

この後、事業概要及び決算内容につきまして、村上課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

村上水環境整備課長

それでは、徳島県流域下水道事業会計決算認定特別委員会資料に基づきまして御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

計画概要でございます。この事業は、御覧のとおり鳴門市をはじめ 2 市 4 町の生活排水を幹線管渠^{きんせん}で集め、終末処理施設で処理するものでございます。

緑、赤及びねずみ色で着色された区域は下水道の計画区域、黒色の太い実線は幹線管渠、

徳島阿波おどり空港南側のオレンジ色が終末処理施設である旧吉野川浄化センターとなっております。

続きまして、事業運営につきましては、幹線管渠や終末処理施設を整備いたしまして、関連市町の汚水を受け入れ、汚水の処理や施設管理を実施し、市町からの汚水処理に係る負担金によりまして事業運営を行っているものであります。

また、家庭や事業所などと幹線管渠をつなぐ下水管の整備につきましては、関連市町の事業により実施されており、現在も整備が進められている状況でございます。

令和5年度末における整備状況につきましては、図面のねずみ色で着色している部分が完成しておりまして、整備面積は約794ha、幹線管渠延長は24.7km、1日当たり最大1万1,800m³の汚水を処理できる終末処理施設が整備されており、処理人口としましては約2万5,000人となっております。

続きまして、2ページの表を御覧ください。

令和5年度の消費税抜きの収益的収支の状況について、昨年度からの推移を整理したものでございます。

次に、3ページは消費税込みの資本的収支の状況について整理したものでございます。

引き続きまして、令和5年度徳島県流域下水道事業決算書及び添付書類に基づき、決算内容の御説明を申し上げます。

1ページを御覧ください。

決算報告書でございます。

決算報告書につきましては、予算との対比のため消費税込みにて記載しております。

（1）収益的収入及び支出について御説明いたします。

上の表、収入につきましては、区分欄の下水道事業収益の行、中程の予算額合計欄に記載のとおり、予算額は9億7,610万6,000円となっており、決算額はその右側の欄に記載のとおり9億3,789万2,039円となっております。

その内訳は、市町からの汚水処理負担金などの営業収益2億7,836万円余りのほか、長期前受金戻入などの営業外収益でございます。

下の表、支出につきましては、区分欄の事業費用の行、中程の予算額合計欄に記載のとおり、予算額は9億7,610万6,000円となっており、決算額は、その右側の欄に記載のとおり9億3,741万7,671円となっております。

その内訳は、汚水を処理する経費、施設維持管理費などの営業費用8億3,336万円余りのほか、企業債の支払利息などの営業外費用でございます。

決算額については、汚水量の処理実績により予算額との差異が生じております。

次に、2ページを御覧ください。

（2）資本的収入及び支出について御説明いたします。

上の表、収入につきましては、区分欄の資本的収入の行、中程の予算額合計欄に記載のとおり、予算額は令和4年度からの繰越しに係る財源充当額を含めまして6億4,526万9,700円となっており、決算額はその右側の欄に記載のとおり6億3,160万4,110円となっております。

その内訳は、建設改良工事の財源及び借換債としての企業債3億3,300万円、国庫補助金及び一般会計からの繰入金としての補助金2億6,072万円余りのほか、市町からの負担金で

ございます。

下の表、支出につきましては、区分欄の資本的支出の行、中程の予算額合計欄に記載のとおり、予算額は令和 3 年度からの繰越額を含めまして 6 億4,526万9,700円となっており、決算額は、その右側の欄に記載のとおり 6 億3,160万4,110円となっております。

その内訳は、建設改良工事の工事費用として4,216万円余り、企業債の償還金として 5 億 6,225万余りのほか、他会計からの長期借入金の償還金といたしまして2,720万円がございました。

なお、支出予定額のうち、地方公営企業法第26条の規定に基づき1,366万4,300円を翌年度に繰り越しております。

また、資本的収入額及び資本的支出額が同額のため、補填は不要となっております。

次に、3 ページの損益計算書を御覧ください。

この帳簿は、当年度の事業活動における経営成績を明らかにするための報告書であり、消費税額を控除した税抜き金額にて記載しております。

経常利益は下段に記載のとおり 8 万6,184円で、今年度は特別利益及び特別損失がないため、当年度純利益も同額となっております。

前年度繰越欠損金が594万7,116円であるため、当年度未処分欠損金は最下段記載のとおり、前年度繰越欠損金から当年度純利益を控除した586万932円となっております。

4 ページの剰余金計算書を御覧ください。

この帳簿は、当該年度末時点での利益の積立状況を示すものでございます。

資本剰余金については、土地の取得等に係るもので、最下段中程の資本剰余金合計欄に記載のとおり74億6,241万829円となっており、利益剰余金につきましては、当年度未処理欠損金と同額の586万932円をマイナスの利益剰余金として計上しております。

流域下水道事業は資本金がないため、最下段右端に記載のとおり本剰余金及び利益剰余金の合計額74億5,654万9,897円が資本合計となっております。

続きまして、5 ページ、欠損金処理計算書を御覧ください。

この帳簿は、先の剰余金計算書における未処分利益剰余金等の処分についての内容を示すものでございます。

表の中段、議会の議決による処分の欄を御覧ください。

当年度分につきましては、未処分利益剰余金がありませんので処分はございません。

続きまして、6 ページを御覧ください。

貸借対照表でございます。

この帳簿は、当該年度末時点での資産や負債、資本の状況を示すものでございます。

まずは、資産でございます。

1、固定資産につきましては、土地や施設、機械類などの資産であり、一番右の欄の下から 3 行目に記載のとおり、固定資産合計額は254億6,161万8,116円となっております。

2、流動資産につきましては、預金や未収金などの現金化しやすい資産であり、一番右の欄の下から 2 行目に記載のとおり、流動資産合計額は 2 億5,137万5,686円となっており、資産合計額は、最下段に記載の257億1,299万3,802円となっております。

続きまして、7 ページを御覧ください。

負債でございます。

3、固定負債、4、流動負債につきましては、企業債や他会計借入金の残高、5、繰延収益は、国の補助金や市町の建設負担金などの長期前受金であり、これらを合わせた負債合計額は、最下段の182億5,644万3,905円となっております。

8ページを御覧ください。

資本でございます。

6、剰余金につきましては、剰余金計算書の資本剰余金合計額及び利益剰余金合計額の合計が資本合計額となっており、一番右の欄の下から2行目に記載のとおり74億5,654万9,897円となっております。

なお、負債と資本との合計額は、一番下の段に記載のとおり257億1,299万3,802円となっており、6ページの資産合計額と一致しております。

9ページから26ページまでの添付書類につきましては、説明を省略させていただきます。

以上をもちまして、令和5年度流域下水道事業会計決算書の説明を終わらせていただきます。

御審査のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

井村委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

福山委員

私からは、旧吉野川流域下水道関係で何点か聞きたいと思います。

汚水処理人口普及率について、8月下旬に国が最新の数値を公表しましたが、このことについて徳島県の現状を説明してください。

また、下水道処理人口のうち、旧吉野川流域下水道の整備がどれだけ占めているか説明をお願いいたします。

村上水環境整備課長

ただいま福山委員から、汚水処理普及人口、それから旧吉野川流域下水道の整備の状況についての御質問がございました。

まず、1点目の徳島県の汚水処理人口普及率の現状についてでございますが、まずは汚水処理人口普及率とはということで、徳島県の全人口70万5,288人のうち、下水道や集落排水等の集合処理を利用できる人及び合併処理浄化槽を利用している人を合わせた人口の割合でございます。

令和5年度末時点で、徳島県の汚水処理人口につきましては48万3,154人となっております。全人口に対する普及率といたしましては68.5%となっております。

徳島県の場合は、都会の東京等と比べますと住居の間隔等が狭く、地域特性が異なっていることから、どうしても浄化槽の占める割合が大きくなっているということで、合併処理浄化槽の処理人口につきましては32万3,347人となっており、全人口に対する普及率につきましては45.8%、こちらにつきましては全国1位となっている状況でございます。

また、下水道処理人口のうち、旧吉野川流域下水道の整備がどれだけ占めているかということでございますけれども、令和5年度末の下水道処理人口は13万7,534人でありまして、旧吉野川流域下水道が供用開始しました平成21年度からは4万253人増加しております。

そのうち、旧吉野川流域下水道の整備による増加につきましては2万5,027人と、約6割を占めているところでございます。

福山委員

汚水処理人口普及率の現状については、よく分かりました。

そこで普及率の向上に向けて、どのように取り組んでいくのか説明をお願いいたします。

村上水環境整備課長

ただいま、汚水処理人口普及率の向上に向けての御質問がございました。

普及率の向上に向けて、どのように取り組んでいくのかでございますけれども、県では生活排水処理施設の早期整備実現のため、令和4年度に指針となる生活排水処理構想を見直しまして、事業効果の早期発現が見込まれる合併処理浄化槽の整備区域を拡大しまして、汚水処理普及人口の3割を下水道で、残りの7割を合併処理浄化槽で整備するよう目標を改めております。

また、令和5年度には、産学官で構成されます汚水処理人口普及対策会議を発足いたしまして、汚水処理人口普及率向上に向けた課題の抽出を行い、本年8月には第2回対策会議を開催し、流域下水道をはじめとする下水道の集合処理につきましては整備促進を図っていく、それから接続率の向上を進めていくという取組方針をまとめたところでございます。

なお、合併処理浄化槽につきましては、水環境の改善効果をアピールしていくことや、未普及地区にターゲットを絞った効果的な啓発などを実施していくこととしております。

引き続き、市町村との連携や官民協働の取組を深化させ、地域特性に応じた下水道と合併処理浄化槽の整備を促進し、汚水処理人口普及率の向上を通して、良好な生活環境の確保及び公共用水域の水質保全を目指して、しっかりと取り組んでまいります。

福山委員

しっかりと地域特性に応じた汚水処理人口普及率向上に取り組んでいただきたいと思います。

本日のテーマである旧吉野川流域下水道について、整備状況、経営状況及び今後の経営を安定させる取組をもう少し詳しく教えてください。

村上水環境整備課長

ただいま、旧吉野川流域下水道の整備状況、経営状況についての御質問がございました。

まず、旧吉野川流域下水道の整備状況についてでございますが、全体計画につきましては、区域の面積が1,415ha、それから対象処理人口いたしましては4万6,343人、最大計画汚水量いたしましては、一日当たり3万400㎥という計画になっております。

これは、平成12年度から事業に着手いたしまして、平成13年度から幹線管渠の工事、平

成18年度に終末処理場の建設工事に着手し、平成21年4月に供用しているところでございます。

これまで、全幹線管渠である24.6kmと、処理能力が1日当たり1万1,800m³の処理場の建設を終えており、現在整備中である市町の各家庭から幹線管渠を結ぶ面整備を拡大し、流入汚水量が増加すれば処理場の増設工事に取り掛かることにしております。

令和5年度末時点の旧吉野川流域下水道の整備状況についてでございますけれども、整備面積が約794ha、それから処理人口が2万5,027人、汚水量につきましては1日当たり平均6,105m³となっております。

続きまして、経営状況及び今後の経営を安定させる取組についてでございますけれども、事業の決算概要につきまして、業務の状況については、先ほど申し上げました日平均6,105m³、年間でいきますと223万m³の汚水を処理しております、これに伴う収益的収支については事業運営に係る経費であり、汚水処理費とか指定管理費、そういったものや施設の維持管理費、減価償却費に係る費用などを計上しているところでございます。

資本的収支につきましては、資産に係る経費でございます、施設の建設費や資本費の償還金などを計上しているところでございます。

収益的収支の状況につきまして、経費削減等に努めたことにより、令和5年度の決算につきましては8万6,184円の当期純利益となっている状況でございます。

引き続き、効率的な運転による処理費用の削減を行うとともに、市町と連携し、各家庭と幹線管渠を結ぶ面整備の拡大や接続率の向上、それから企業排水の受入れ等、処理水の増大による収益の確保に努めてまいりたいと考えております。

福山委員

流域下水道は多くの方が利用し、今後も長く使用していく必要があります。

元日に発生した能登半島地震では下水道施設が被災し復旧に支障がありましたが、旧吉野川流域下水道は今切川、旧吉野川流域河口部に位置しており、南海トラフ巨大地震発生時には地震による被害、さらには津波による浸水被害を受けるおそれがあると思われませんが、地震津波対策についても説明をお願いいたします。

村上水環境整備課長

ただいま、旧吉野川流域下水道の地震津波対策についての御質問を頂きました。

まず、旧吉野川流域下水道施設の地震対策につきましては、終末処理場である旧吉野川浄化センター、アクアきらら月見ヶ丘と申しておりますが、こちらと幹線管渠とも、現在の耐震基準であります、平成9年度の国土交通省の技術指針が出された以降に建設がされておまして、既に耐震対策の基準を満たしており対策は済んでいるところでございます。

また、津波の浸水対策につきましては、海に面する終末処理場の旧吉野川浄化センターが、東日本大震災後に公表された徳島県の津波浸水想定で2mから3mの浸水予測となっていることから、用水・消毒棟の屋上へつながる津波避難階段の設置や、送風機棟、管理棟の周囲を津波防護壁で囲んでおまして、そういったものの設置、それから地下通路の防水化などのハード対策について、全て完了しているところでございます。

さらに、ソフト対策としましては、流域関連市町と連携いたしまして、地震津波により

下水道施設が被災した場合でも事業継続が図られるよう、平成25年7月に策定した旧吉野川流域下水道BCPの計画を令和5年度につきましても、最新の計画として更新しているところでございます。

また、災害時における流域下水道施設の迅速な回復を図るため、公益社団法人日本下水道管路管理業協会と災害時における復旧支援協力に関する協定を結んでおりまして、これに基づきまして、令和5年12月にはマンホールの開閉や点検等の防災訓練を現地にて実施しているところでございます。

下水道は、県民生活に不可欠な基幹的なインフラでございまして、災害発生時においても被害を最小限に食い止め、下水道が担うべき業務の継続に取り組んでまいりたいと思っております。

福山委員

旧吉野川流域下水道は、汚水処理人口普及率の向上に不可欠でありますので、引き続き、関連市町と連携し、各家庭と幹線管渠を結ぶ面整備や接続率向上のための積極的な普及啓発を行い、経営健全化に努めていただきたい。

また、南海トラフ巨大地震発生時にも継続して利用できるよう、適切な維持・管理に努めていただきたいと思います。

竹内委員

仕組みを教えてくださいんですけども、説明資料で地図を載せていただいているんですが、いわゆる企業会計の資産の中心となっているのは、この黒線の基幹管渠と吉野川浄化センターの浄化設備の収益的収支と資本的収支がメインになっているということでしょうか。

村上水環境整備課長

ただいま竹内委員から、旧吉野川流域下水道の計画についての御質問がございました。

旧吉野川流域下水道事業というのは、先ほど簡単に御説明させていただきましたけれども、県が行っているのは、徳島空港の南側にある旧吉野川浄化センターの終末処理場、それから黒線で引いている幹線管渠を県が最初に建設いたしまして、市町村は、そこから面整備、先ほどの企業会計決算認定特別委員会資料の計画図でいう面整備のグレーとか赤とか緑で塗っている、家庭からの污水を集めて幹線管渠に流すものでございます。

収入といたしましては、市町村は各個人、つないだ個人とか企業さんから汚水量に応じてお金を入れておりまして、それを幹線管渠に入れて流すわけなんですけど、県としましてはこの幹線管渠と終末処理場を維持管理しておりまして、市町村からの維持管理分を収益として頂くという仕組みになっております。

先ほど言った建設費につきましても、県と関連市町とで国の補助を頂きながら整備しているところで、こちらの建設費については、現在も資本として資産価値としては残っている状況で、仕組みとしてはそういった関連市町と県とで事業運営しているということでございます。

竹内委員

分からないことばかり聞くのですけれども、図面の中で、今、下水処理としては、このグレーのエリアが既に管路整備がされて、各家庭から汚水が流れてそれを処理しているということで、緑の部分と赤の部分については、今後、処理能力を広げていくといいますか、面整備をしていくということで、それぞれの市町が管路を伸ばしていく、引き込みをしていくとなったときに、企業会計上の固定資産、いわゆる財産とか資本とかは増えていくと捉えたらいいのですか。それは各自治体の持ち分になるのか、費用面も含めてどのような状況になるのか教えてください。

村上水環境整備課長

ただいま竹内委員から、この図面でいう緑、赤、グレーのところの面整備の資本がどういったことになるのかという御質問がございました。

先ほど申しましたように、こちらのグレーの部分というのは、既に整備されている、市町が面整備として整備しているところでございます。緑と赤につきましては、今後、整備していくということで、緑は全体、最終形の計画となっております。赤は事業計画で、令和11年度までを目標に整備していくという状況になっております。

こちらの整備につきましては、各関連市町が整備いたしまして、その資本につきまして、関連市町の面整備の分につきましては関連市町の資本となっております。

県の資本として計上されるのは、この黒の幹線管渠と、先ほど言った終末処理場の分が県の資本という形で整備されているところでございます。

竹内委員

要するに、資本的収支で建設改良費は、基本的には大規模な修繕と処理場の大きな改修と考えたら出てくるんですね。分かりました。

あと、それぞれの市町から負担金として収益的収入があるということだったと思いますけれども、それは直接的な住民からの使用料という形ではなく、県への収入ではなく、それぞれ自治体が設定した下水処理に対する料金をそれぞれの市町が集めて、まとめて県に請求があつて納入するという形で合っていますか。

村上水環境整備課長

ただいま、下水道の面整備の各家庭からの収入についてと、県の流域下水道の負担金についての御質問がございました。

流域下水道の維持管理の仕組みといたしまして、県は処理場と黒の幹線管渠の維持管理に当たりまして、先ほど委員からもお話があったように、各関連市町から負担金を頂いて維持管理をしているところでございます。

関連市町につきましては、各家庭から水道料金と同じように下水道についても使用料を頂いている、その収益をもって、自ら整備した面整備の管渠とその事業運営をしている。それにプラス基本料金としまして、その収益の一部を維持管理負担金として県に処理水量1 m³当たり100円という形で納めていただいているところでございます。

それによりまして、県の事業運営、維持管理も含めまして、処理場と幹線管渠の事業運

営をしているという状況でございます。

竹内委員

構成している自治体によって処理費の差があって、自治体ごとに負担が違うというのではなくて、一定程度基準を決めて、それぞれの自治体がその処理能力に応じた費用負担を県に納めるということによろしいのですね。

村上水環境整備課長

維持管理負担金についての御質問でございます。

各関連市町はそれぞれ市町の条例で、各家庭からの下水の流入量に応じて金額を定められております。大体20m³当たりでいきますと4,000円とか5,000円とかいう形で月ごとに入っていると思うのですが、県といたしましては、関連市町からそれぞれの関連市町の県の幹線管渠に入る流入量に、先ほど申しました100円を掛けまして、関連市町で計算した額を一律に納めていただいて、それを県の収益としているところでございます。

竹内委員

分かりました。良くできた仕組みですね。

びっくりしましたが、要するに大規模な改修をしない限りは、県の会計上はそんなに大きなマイナス的な要因は少ないですね。

言葉は悪いですが、事によったら、それぞれの自治体は自分のところで処理しませんから、もしかしたらそれぞれの自治体で集める費用によっては黒字になるケースもあるかも分からないのですか。

村上水環境整備課長

ただいま、維持管理負担金の経営をどうしていくかという御質問でございます。

先ほど申しましたように、関連市町のグレーの部分というのが面整備が終わっているところで、最終的にはこの緑とか赤とかを整備していくわけなんですけれども、最終的に全部つなぎ切らないと関連市町の収入は少ない状況でございます。

やはり、スケールメリットがございまして、面整備を効率的に広げるほど、市町の維持管理負担金というか、管理運営は非常に楽になっていくという状況でございます。

ただ、今まだ整備途中でございまして、先ほど言っておりました1m³当たり100円という形で、関連市町から1m³についての処理費を頂いているわけなんですけれども、それでは自治体としては不足しているという状況でございます。

最終的に広がっていくと経営は安定してくるのですが、ただ、県におきまして維持管理負担金は、関連市町からの金額で維持管理していくということで協定をまいておりますので、今、若干不足しているんですけれども、不足分については関連市町で御負担いただいている状況でございます。

竹内委員

先ほどの御説明の中で、いわゆる赤エリアが、令和11年度まで事業計画をしているとい

うことで、恐らく費用負担になると企業債とかいった部分が増えてくるのだらうと思いますが、令和11年度までにこの赤エリアがやり切れる状況なのか。その進捗状況はどんなものなのでしょうか。

村上水環境整備課長

ただいま、面整備の進捗についての御質問を頂きました。

関連市町におきましては、先ほどの赤エリアは事業計画区域ということで、令和11年度までに全体で1,259haの整備をする予定で、これも現実的にできる計画として、令和11年度を目指して関連市町で整備していただいているということで、進捗率としましては順調と考えております。

達田委員

今、御説明をお聞きしていたのですけども、つまり、この地図で出していただいている灰色の部分が下水道管理運営負担金につながっていると理解していいのですか。

村上水環境整備課長

ただいま達田委員から、この流域下水道の面整備の収入についての御質問を頂きました。

先ほど説明しましたこのグレーの部分は、既に関連市町が整備しておりまして、この分につきましては、各家庭からつながった部分について収入を頂いています。

それぞれ県の流域下水道のほうには、その流量に応じて1 m³当たり100円という形で既に収入を頂いて、それを収益として維持管理に充てているということでございます。

達田委員

この図で見ますと、板野町とか藍住町とか北島町とか、地理的に不案内で分からないところがあるのですけども、ちょっと遠く離れたところで緑色とかありますよね。こういうのが全部つながっていく。先ほどおっしゃいましたけれども、令和17年を目標としているということなのですが、これは全部つながっていくんでしょうかという疑問があるのですけれども。

村上水環境整備課長

ただいま、流域下水道の今後の整備予定についての御質問がございました。

現在、この全体計画につきましては、約1,415haの処理面積を目指しているわけなんですけど、先ほど言った令和17年度を目標としております。

この流域下水道につきましては、当初はもう少し広い計画でしておりましたけれども、令和5年5月に全体計画を見直して、かなり現実的にできるエリアということで、流域下水道でする人口が密集しているエリア、それ以外の色を塗ってないエリアというのは合併浄化槽での整備という形でいろいろ仕分けをしておりまして、事業としては非常に効率的に整備できるエリアとして、全体計画を定めているところでございます。

達田委員

ということは、本管からつないでいくというだけでなく、合併浄化槽でこの一帯を整備しようという区域も入っているということですか。

村上水環境整備課長

ただいま、面整備の状況と合併浄化槽のエリアの御質問がございました。

このグレー、赤、緑で塗っているこちらが下水道でやっていくエリア、それで、この色を塗っていないエリアが、各家庭、それぞれ会社でもあると思うのですが、合併処理浄化槽のエリアという仕分けをしているところでございます。

達田委員

現在、下水道処理人口2万5,027人と書かれておりますけれども、人口がこれから変動、この地域はもしかしたら増えていくかも分かりませんが、戸数にしたらどれだけののでしょうか。

村上水環境整備課長

ただいま、市町村の面整備のグレーで塗っているところの世帯数の御質問がございました。

令和5年度末、このグレーで塗っているエリアの戸数といたしましては、鳴門市、松茂町、北島町、藍住町、板野町で供用開始している世帯数といたしまして約1万1,120世帯という形で、既に整備を終えている状況でございます。

達田委員

これから、もしかしたらこの沿線で家を建て替えようというお家があるかも分かりませんでしょう。これから先10年ぐらい掛かるということですので、ここへ引っ越して家を建てようとかいうところも多々ある地域ではないかと思うんですけれども、大体建て替えたり新築したりしますと、今の時代ですので合併浄化槽も取り入れますよね。そうなりますと、そこにつないでくださいということは言っていないと思うんですけれども、そういうお家に対してはどうなるのでしょうか。

村上水環境整備課長

ただいま、面整備で整備したところの合併処理浄化槽で整備したときのつなぎ込みの状況についての御質問がございました。

先ほど委員から御説明があったように、面整備で各市町が整備したところに家を新しく建てたという場合、まずは下水道の整備が間に合わずに来ていないところについては、何らかの形で合併処理浄化槽を設置していただくことになります。その後、下水道が整備されますと、その下水道に遅滞なくつないでいただくことになりますので、下水道の整備区域につきましては、一旦は合併処理浄化槽でつないでいても、下水道が整備された後に必ず下水道につないでいただくということでお願いしている状況でございます。

当然、それに伴う費用というのは各市町によって違うのですが、負担金、補助金みたいなものは、関連市町から出ている状況でございます。

達田委員

ということは、整備済みのところで、今、建てる方にはつないでくださいということしていくわけですね。

整備済みでない、この赤とか緑がありますでしょう。こういうところにも、あと何年か掛かるんだけれども、どうなるのでしょうか。待っておいてくださいというわけにいかないと思うんですけど。

村上水環境整備課長

ただいま、将来的に建て替えたところで下水道の整備が遅れている場合にはどうなるのかという御質問でございます。

こちらの赤とか緑のエリアにつきましては、これから下水道を整備していくということで、整備するまでの間に、例えば家を建てられた方がいらっしゃったとしましたら、その方はたちまちトイレを使わなければいけない、台所は水を流さなければいけないということで、まずは、合併処理浄化槽を設置していただく形にはなると思います。その後で、追い掛けて下水道を整備していくということになりますけども、整備していった時点で速やかにつないでいただくようになります。

先ほど申し上げましたように、下水道の整備はこの事業計画の赤のエリアに入って、この赤のエリアをどんどん広げていく形になるんですけど、最終的に緑のエリアもこの赤のエリアということで事業計画に入れていただくのですが、この計画エリアに入っている方につきましては、当然、下水道につないでいただく、それに対する市町からの補助は、市町によって違うのですけれどもあるということで、基本的には下水道につないでいただくということになります。

達田委員

そうしたら、最後に、令和17年完成というのは仮に必ず実現できるとして、県と市町がこれから負担しなければならないお金は、建設費としてどれぐらいでしょうか。

村上水環境整備課長

ただいま、全体計画の状況がどうなるかという御質問でございます。

この緑の部分を含めた全体計画につきましては、関連市町と連携しながら整備もしていただくことになるんですけど、令和17年度を目指して取り組んでいきたいと思っております。

これにつきましては費用なんですけれども、令和5年度時点の全体計画につきましては、流域関連2市4町で、県の幹線管渠と処理場の事業としては420億円でございます。そのうち、今できているのが380億円ぐらいということで、事業計画で赤のほうを入れているわけなんですけれども、残りの流域下水道につきましては40億円。関連市町につきましては、令和5年度末の進捗でいきますと、鳴門市の面整備の進捗率は約6割程度、松茂町が約7割程度、北島町は4割程度、藍住町は5割程度、板野町も5割強となっております。

達田委員

流域下水につきましては、以前は非常に大掛かりな計画でありまして、非常にお金も掛かるし、いつ仕上がるか分からないというような事業が進んでおりましたので、私は合併浄化槽に切り替えるべきだということで主張してまいりました。

今は、非常に性能の良い合併浄化槽になっておりますので、できるだけ住民の方の立場を考えて、維持管理も安くできる方法を選んでいただけるようなやり方で進めていただけたらと思うのです。

今のこの事業は、努力されてちゃんと赤字も出さずにやっているということで大いに評価しておりますし、この事業を縮小するというのは非常に大きな決断が要ったと思いますので、そういう点では非常に評価しているという考えなんです。

ですから今後とも、お住まいになっている方々の負担軽減ということを第一に考えていただいて事業を進めていただけたらと思いますので、よろしくお願いして終わります。

立川委員

やり取りの中で、今期の利益が8万円だということなんですけども、この中で経費削減も含まれるということで、実際にどういった経費削減をやられたのか教えていただきたいと思います。

村上水環境整備課長

ただいま立川委員から、この流域下水道事業の管理運営に対しまして、経費削減をどのようにしたのかという御質問を頂きました。

旧吉野川流域下水道を供用開始してから、計画的、継続的に維持更新を実施していくために、ストックマネジメント計画は策定しておりますけれども、この計画の中で、経費削減ということで施設等の劣化動作状況の確認、そういったものを状態に応じて対策していく監視保全、それから、施設等の特性に応じて定めた周期で効率的に直して、計画的な時間計画保全というのですけれども、それから、施設等の異常の兆候の対策を故障発生後に行う事後保全というものを分類しまして、計画的に求められる施設の改築工事の準備を整えているところでございます。

先ほど話しましたが、電気代の節約とか、そういった維持管理上のコストを削減する取組というの、常に考えながら継続的にやっているところでございます。

井村委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました決算の内容については、認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は認定すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり認定すべきもの（簡易採決）

令和5年度徳島県流域下水道事業会計決算の認定について

それでは、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。

朝田県土整備部長

本日は、長時間にわたり貴重な御意見、御指導を賜わりまして、ありがとうございました。

委員の皆様方から頂戴いたしました御指導、御提言を流域下水道事業の経営に反映させることによりまして、地方公営企業の本旨であります、公共の福祉の増進、さらには経済性を最大限に発揮し、持続可能な下水道サービスが提供できるよう適正かつ効率的な経営を行い、旧吉野川・今切川流域における生活環境改善や、公共用水域の水質保全にしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも御指導を賜りますよう、どうかよろしくお願い申し上げます。

本日は、ありがとうございました。

井村委員長

これをもって本日の委員会を閉会いたします。（11時25分）